



芝生の上での体育の授業の様子  
(第六小学校)

## 平成23年度 東久留米市教育委員会の

# 教育目標と基本方針が

# まとまりました!



市教育委員会では、平成23年度の教育目標(「自ら学び、知を創造する人間」「豊かな心と人間性を高めていく人間」「たくましく成長する人間」「粘り強く行動し、実現する人間」の四つの人間像)及び基本方針を定めましたのでお知らせします。

教育は、生命と個人の尊厳を重んじ、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成者として豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期して行われるものです。あわせて、教育は、わが国の文化と伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会

### 自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を創造できる人間を育てます。

そのため、積極的に学ぶ意欲や自分で課題を見付け、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をすることのできる資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

### 豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にすることを心と心に、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀豊かな情操を育成します。

### たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てま

を身に付け、生涯を通じて学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力の

### 粘り強く行動し、実現する人間

そのため、生涯を通じて健全な生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しみ、体力づくりに努める習慣や意欲、能力を育成します。

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心を持ち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

また、東久留米市基本構想の掲げる「自然 つながり 活力あるまち「東久留米」と、それを実現するために示された「みんなが主役のまちづくり」という基本理念の下、「教育目標」を実現するために、以下の基本方針及び施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進していきます。

《基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立》  
新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心

身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。

そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。

### ●施策の方向

1. 学校教育の充実に向けて取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。

2. 子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。さらに、学校の体育館の耐震化や老朽化する教育施設の整備に努めます。

3. 「東久留米市立学校再編成計画」(以下「学校再編成計画」といふ)及び「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)」(以下「基本プラン」といふ)を踏まえ、教育条件の整備を推進します。また、東部地域の学校再編成については、「東部地域の小学校再編成(第四小学校の閉校)に向けた実施計画」に基づき、統合準備会を中心に、関係者との意見調整を図りながら進めます。

4. 地球温暖化対策等や環境学習の一環として、校庭の芝生化や緑のカーテンなど省エネルギーに向けた取り組み、ならびに新学習指導要領に係る教材整備を進め、教育環境の充実を図ります。

5. 子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。

6. 学校の自主的の改革を進めるために、校長の指導の下、学校で「週ごとの指導計画」を作成し、「教育活動の計画・実施・評価を確実に実行し、教育課程の適正な編成・実施を図ります。

7. 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。

8. 教員の授業改善及び指導力の向上に資するため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、資質・能力の向上に努めます。

9. 東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の

充実を図ります。また、教育に関する情報の収集・発信についても機能の充実を図ります。

10. 学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。

11. 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を進める体制の整備を推進します。

12. 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けることができるよう、家庭、幼稚園、保育園と小学校への円滑な連携に努めます。また、教育の機会均等に資するため、中学校卒業後、経済的理由により高等学校等への進学が困難である生徒に対し、学資金の助成を行います。

13. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。

14. 学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については、「東久留米市個人情報保護条例」及び「東久留米市情報公開条例」に基づいて適正に取り扱います。

《基本方針2 確かな学力の育成》  
主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。

そのために、小・中連携に基づき系統的な教育課程を編成し、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、言語活動を充実させ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。

### ●施策の方向

1. わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。

2. 学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの到達状況や特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進めるなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。

3. 世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育の充実を図るとともに、ALT(外国語補助指導員)や地域の人材の協力を得て外国語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実を図ります。

4. 子どもたちの地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めるため、全小・中学校を対象とした環境教育推進月間を設定し、CO<sub>2</sub>の削減に向けた